



「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に関してお知らせします。

事務連絡
令和4年11月21日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について

先日、11月14日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会において取りまとめられた提言「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応」について周知したところですが、今般、当該提言を受け、11月18日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、別紙のとおり「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」が取りまとめられました。

ついでには、本決定を適宜御参照いただき、各自治体の衛生主管部（局）と連携し、状況に応じた対応を行っていただきますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)